

## 檜邑小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月4日

檜邑小学校

### 1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」を「児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条）と定義する。

#### －参考－

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校内外を問わない。

また、このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われると認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報するものが含まれる。これらについては早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

（H18文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」破線：H24年度追加）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定し、令和7年4月2日見直した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事前・事後指導にあたる。

### 2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

#### ①全校なかよし活動

いじめ見逃しゼロを目指した児童会活動や児童会議を推進する。

#### ②なかよし班の活用

異学年の関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、なかよし班を活用する。

#### ③道徳時間の充実

特別な教科道徳の教科書を活用したり、図書室の本を活用したりして、広い視野と豊かな心を育むようにする。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

② 人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

特別な教科道徳や国語の時間等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性の育成に資する体験活動の推進を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談等で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を年3回以上、そして年3回の「にこにこウィーク」を設定し教育相談を行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめ見逃しゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。  
決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

- ② 学校や家庭ではなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

#### 4 いじめ問題に取り組むための校内組織

##### (1) いじめ防止等の対策のための組織

###### ①「生徒指導委員会」

問題傾向を有する児童について、全教職員で現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

###### ②「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、当該学級担任によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

〈活動〉

ア いじめの早期発見に関すること(アンケート調査、教育相談等)

イ いじめ防止に関すること。

ウ いじめ事案に対する対応に関すること。

エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

###### ③家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。

緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、生徒指導主事、PTA会長、副会長、学校運営協議会会長

場合によっては主任児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

##### (2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に隣する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

##### (3) 重大事態への対処

###### 重大事態

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき：児童生徒が自殺を企図した場合等
- ・ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

重大事態が発生した場合は、次の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、真庭市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合：いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を最優先にした調査を行う。
  - いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合：当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
  - いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する責任を有する。
  - 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童またはその保護者に提供することがあることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その趣旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。
- ⑤ 調査結果の報告
  - 調査結果の報告をする際に、希望に応じて、いじめを受けた児童またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

#### （４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加える等して、適正に自校の取組を評価する。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

#### （５）令和６年度におけるいじめに関する報告

令和６年度は、年間に３件いじめを認知した。そのうち１件は解消したため継続指導２件ということを教育委員会に報告している。今回の事案のうち２件は、同じ児童に関するもので、何気ない言葉によりいやな思いをした事例である。また、もう１件は、些細なことで口論になりどんどんエスカレートした事例である。３件とも指導後は再び発生してはいない。「いじめ見逃しゼロ」を目指している本校にとって、いじめの認知は、いじめの発見や解決にアンテナを高くして真剣に向き合っている証だと考える。軽微なこともいじめのきっかけとなるため、児童の言動や行動を注意深く見守り、学校としても未然防止・早期発見に努めていく。